平成２３年（フ）第７７号
山口県下松市大字西豊井1350番地５
債務者　田原　治彦
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１７７号
青森県八戸市大字鮫町字鮫15番地２　笹原方、前住所青森県八戸市大字白銀町字八森23番地６
債務者　中里　英樹
１　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
青森県八戸市大字長苗代字内舟渡50番地１　ウエストハイツＡ―103、前住所青森県十和田市大字三本木字間遠地77番地５
債務者　戸田　庄映
１　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２９２５号
神奈川県海老名市上今泉２丁目10番46―９号
債務者　水本美代子
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９５０号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目35番15―507号
債務者　池田　浩司
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９号
島根県益田市駅前町24番９号まま小料理方、住民票上の住所島根県益田市津田町502番地
債務者　田原　敏幸
１　決定年月日時　平成23年11月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月26日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第７１７号
栃木県さくら市氏家2378番地１　イワハラマンション225号室、住民票上の住所茨城県石岡市東光台４丁目３番６号
債務者　武富　善春
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６５号
栃木県宇都宮市東浦町３番10号、前住所栃木県宇都宮市今泉３丁目１番１号　菅又ハイツⅠ―201
債務者　髙橋みゆき
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７９号
栃木県宇都宮市鶴田町2999番地４、前住所栃木県宇都宮市御幸ヶ原町146番地３　第１西沢コーポＡ202
債務者　森　　寿子
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８４号
栃木県宇都宮市岩曽町1150番地23、前住所栃木県宇都宮市御幸ヶ原町139番地135
債務者　柴田スミ子（旧姓名畑目）
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０号
石川県七尾市能登島長崎町28部26番地、従前の住所石川県七尾市能登島向田町130部13番地の１
債務者　橋屋　幸美
１　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月27日午前11時50分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第６３８号
岡山県倉敷市児島味野３丁目３番58号　コーポコタニ３　101、旧住所岡山県倉敷市児島小川９丁目１番38号
債務者　井下　紀子
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５８号
岡山市東区西大寺南２丁目19番19号、旧住所岡山市辛川市場424番地３
債務者　松本　悦子
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５９号
岡山市東区西大寺南２丁目19番19号、旧住所岡山市辛川市場424番地３
債務者　松本　尚子
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７１号
岡山市南区浦安南町355番地
債務者　福長　　香
１　決定年月日時　平成23年11月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部